

令和5年4月14日

大阪府住宅供給公社

最低制限価格の事後公表及び変動型最低制限価格制度の実施について

令和5年4月1日以降の発注分から当公社で入札を執行する全ての事後審査型条件付き一般競争入札案件について、予定価格については、従前どおり事前公表しますが最低制限価格については、事前公表から事後公表に変更しています。

またこれに伴い、ランダム係数処理による変動型最低制限価格制度も実施しています。

(最低制限価格の算定基準)

直接工事費の 97%

共通仮設費の 90%

現場管理費の 90%

一般管理費等の 68%

の合計額（最低制限価格算出基礎額）

設定範囲：予定価格の 75%～92%

※ただし、昇降機設備工事で、機器類の据付が主体であるもの及び浴槽等設置工事は予定価格の 75%

最低制限価格算出基礎額を千円未満の切捨てによる端数処理を行い算出した額に 0.9975 から 1.0025 までの範囲内の 0.0001 刻みの数値の中からシステムが無作為に選択した数値を乗じた額（1円未満の端数を切捨て）

【問い合わせ先】

総務課 契約グループ

TEL 06-6203-5407（直通）

営業時間 平日 9:00～17:45 休日：土・日・祝